

～ 運行管理業務を支援する、運輸安全プラットフォーム 第一弾 ～

運転者台帳からはじめよう

クラウド運転者台帳 “Karte-PRO” (カルテ・プロ) 販売開始

飲酒運転根絶および交通事故ゼロ社会に向けて安全システム機器を開発する東海電子株式会社(本社：静岡県富士市 代表：杉本 一成)は、このたび、トラック、バス、タクシー等、貨物・旅客自動車運送事業者向けに、クラウド運転者台帳 Karte-PRO (カルテ・プロ) の販売を開始致します。

記

1) IT化された運転者台帳・デジタル乗務員台帳の開発背景

2004年、民間企業におけるITによる情報の全社的・組織的・戦略的共有を促すため、電子文書を促進する「e-文書法(*1)」が施行されました。この紙文書保存の規制緩和を受け、国土交通省はバス、タクシー、トラック等の旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者向けに、より一層のIT化、電子保存を促すため、2018年4月 運輸規則・輸送安全規則の一部法令文書の改正の通達を行いました(*2)。

当社では、アルコール検知器やIT点呼等、運行管理を支援する機器を開発・販売しておりますが、IT化されたアルコール検知器、IT点呼、遠隔地IT点呼、対面点呼のシステム化等、IT化が進めば進むほど、「ドライバー」の適性管理、健康把握について、IT化・デジタルデータ化、電子データ化こそが不可欠であると考えようになりました。このような背景を受け、このたび、「クラウド運転者台帳 Karte-PRO (カルテプロ)」を開発致しました。

2) クラウド運転者台帳 Karte-PRO (カルテ・プロ) の基本パッケージと価格構成

輸送安全規則 20条において、運転者台帳の作成・保存・最新化は、運行管理者が行う運行管理業務のひとつとされています。当製品カルテ・プロは、点呼をより正確に行うため、また、運行管理業務を支援するため、法定項目の保存機能と、各種運行管理業務支援機能を実装しています。

【初期導入に関する価格表】

区分	品名	価格 (税抜)	備考
基本	クラウド運転者台帳 Karte-PRO ライセンス	9,600 円	1 営業所・1 年ごと
基本	運行管理アクセサリキット	77,000 円	IC 免 R, USB カメラ
任意	初期セットアップ	18,000 円	IC 免 R, カメラのドライバーセ ットアップ

【製品構成】

クラウド運転者台帳 Karte-PRO		
構成品 1	構成品 2	
クラウドアプリ	IC 運転免許証リーダー	USB カメラ
		
ドライバー入社、退職 適性診断・健康診断等、定期的 な運転者情報の更新	ドライバーの入社時及び 免許更新の度に使用す る。	運転者の選任日の6ヶ月 以内の写真撮影のたびに 使用する。
年間基本料（必須）	初期費用（必須）	
9,600 円/1 営業所	運行管理アクセサリキット 77,000 円	

【運転者台帳が規定する法定 13 項目に対応】

	運転者 台帳 9 条の五	項目	KARTE-PRO (カルテ・プロ)	
			クラウド保存	使用機器
基本機能その 1	一	作成番号及び作成年月日	○	
	二	事業者名	○	
	三	運転者名・生年月日・住所	○	
	四	雇入れ年月日と選任日	○	
	五のイ	運転免許証の番号及び有効期限	○	IC 免許証 R
	五のロ	運転免許の年月日と種類	○	IC 免許証 R
	五のハ	運転免許（条件）	○	IC 免許証 R
	六	事故履歴	○	
	六	業務中違反（道交法 108 条 34）	○	
	七	運転者の健康状態	○	
	八	指導実施・適性診断受診状況	○	
	九	写真（台帳登録 6 ヶ月以内）	○	USB カメラ
		転任・退職年月日と、3 年間の保存	○	
機能その 2	出力機能	エクセル形式の運転者台帳の出力、保存 （紙台帳として印刷・保存可能）	/	
		エクセル形式で運転記録証明取得のための 委任状作成（印刷可能）		

3) 最大登録数

○システム制限事項

- ・営業所数：1企業あたり1～500営業所
- ・運転者マスタおよび管理者マスタ登録可能数：1企業あたり1～50,000件
- ・データ保管期間：最大5年

4) 入力代行（既存運転者台帳のデジタル化・クラウド保存）について

お客様が保有する紙ベースの運転者台帳やエクセル等の運転者台帳データを、クラウド運転者台帳 Karte-PRO（カルテ・プロ）に当社が入力代行致します。本作業費は、各種情報が記載された運転者台帳（紙かエクセル）が準備されていることが条件であり、各ファイルに点在するデータの探索、データ統合作業、スキャン作業等は含まれておりません。

【入力代行に関する価格表】

品名	価格（税抜）	備考
訪問費用	18,000 円/拠点	お客様先で入力代行をする場合の訪問費用※1
操作指導	25,000 円/回	目安1時間迄の運転者台帳入力方法指導※2
入力代行	36,000 円/式	20人分迄（以上は1人当たり1,800円追加）※3
追加入力代行（一人あたり）	1,800 円/人	

【特記事項】

※1. 訪問費用の内容

- 運転者台帳の入力代行をお客様先で行う場合の訪問費用となります。
- 別途、操作指導や入力代行の費用が必要となります。
- 離島および一部エリアは費用について別途ご相談させていただきます。
- 次の場合、入力代行の訪問費用は不要となります。

①クラウド運転者台帳“Karte-PRO”のセットアップを申し込んでおり、セットアップと入力代行を同日に行う場合。

②お客様の運転者台帳（紙もしくは電子データ）をお預かりして入力代行をする場合。

※2. 操作指導の内容

- 実際の入力作業を行う管理者等に対する1時間程度の操作・取扱い指導。
- 運転者台帳入力方法、PDFデータの取込・保管方法など。
- IC免許証リーダの使用方法など。
- クラウド運転者台帳“Karte-PRO”の操作取扱指導費用となります。

※3. 入力代行サービスの内容

- 20人分までの入力代行作業となります。
- 紙もしくは電子データからの入力代行のみで、情報の更新、スキャン作業は行いません。

■各項目の入力範囲（期間）は下記の通りとなります。

- ・指導教育履歴 3年分
- ・事故履歴 3年分
- ・健康診断履歴 5年分
- ・適性診断履歴は直近の受診分のみ

■紙もしくはエクセルデータの運転者台帳をお借りできる場合、東海電子社内にて入力となります。

この場合、個人情報を含むため、別途 NDA（秘密保持契約）を締結する必要があります。

■運転者台帳の送付方法については別途相談とさせていただきます。

5) システム要件

◇対応 OS

- ・Microsoft® Windows® 7 Service Pack 1 Professional /Ultimate 32bit/64bit 版
- ・Microsoft® Windows® 8.1 Pro/Enterprise 32bit/64bit 版
- ・Microsoft® Windows® 10 Pro/Enterprise 32bit/64bit

※WindowsOS 以外では閲覧することはできますが、動作保障はできません。

◇対応 PC

- ・CPU：Intel® Core i3/Core i5 / Core i7 シリーズ以降
- ・メインメモリ：4GByte 以上
- ・ハードディスク（空き容量）：10GB 以上
- ・接続インターフェース：USB ポート [USB2.0 規格]
 - －USB カメラ用 ×1
 - －IC 免許証リーダー用 ×1

◇必須ランタイム

- ・Visual C++ 2012 ランタイム ライブラリ (x86)
- ・Microsoft .NET Framework 4 (x86 および x64)

◇対応ブラウザ：Google Chrome バージョン 63.0.3239.132 以降

6) サポート

電話サポート、リモートサポートおよび、IC 免リーダーの保守は年額 9,600 に含まれております。
また、現地を訪問しての作業はすべて有償となります。詳しくは、利用規約および入力代行に関する申込書をご参照ください。

7) サービス開始日

◇受注受付日：2018 年 8 月 24 日（金）

◇出荷開始日：2018 年 9 月 3 日（月）

(*1)e 文書法

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/e-doc/

e-文書法によって電磁的記録による保存が可能となった規定

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/others/syourei.pdf>

<運行管理者の業務に関する部分を抜粋>

輸送安全規則 運行指示書およびその写し

輸送安全規則 運転者台帳

旅客自動車運送事業運輸規則 運行指示書

旅客自動車運送事業運輸規則 乗務員台帳

(*2)国土交通省 通達

<貨物事業者>

http://www.mlit.go.jp/jidosha/anken/03safety/resource/data/construction_kamotsu.pdf

「5. 運転者台帳の作成・保存については、国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第3条第1項及び第5条第1項の規定により、書面の作成・保存に代えて運転者台帳に係る電磁的記録の作成・保存を行うことができる」

<旅客事業者>

http://www.mlit.go.jp/jidosha/anken/03safety/resource/data/construction_ryokaku.pdf

「⑧ 乗務員台帳の作成については、国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第5条第1項の規定により、書面の作成に代えて乗務員台帳に係る電磁的記録の作成を行うことができる」

★★本件に関するお問い合わせ先、資料請求先★★

東海電子株式会社

〒190-0012 東京都立川市曙町 2-34-13 オリピック第3ビル 203号室

TEL : 042-526-0905 /FAX : 042-526-0906

e-mail : info@tokai-denshi.co.jp

URL : <http://www.tokai-denshi.co.jp>